

# 青森県森林土木事業事務取扱要領

制定	平成12年	3月30日付け青治第1190号
改正	平成14年	3月29日付け青林第1870号
改正	平成14年	7月4日付け青林第385号
改正	平成15年	3月28日付け青林第1376号
改正	平成16年	3月26日付け青林第1356号
改正	平成17年	4月5日付け青林第24号
改正	平成18年	5月15日付け青林第173号
改正	平成19年	3月27日付け青林第1189号
改正	平成19年	8月27日付け青林第481号
改正	平成20年	6月30日付け青林第357号
改正	平成21年	1月16日付け青林第929号
改正	平成21年	3月27日付け青林第1294号
改正	平成25年	12月13日付け青林第855号
改正	平成27年	6月18日付け青林第336号
改正	平成28年	5月23日付け青林第208号

## (目的及び適用範囲)

第1条 この要領は、青森県農林水産部林政課所管の県営森林土木工事（建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第1項に規定する建設工事をいう。以下同じ。）及び県営森林整備作業（青森県森林整備作業に係る指名競争入札参加者の資格審査等に関する要領（平成19年3月27日付け青林第1186号）第1条第2項に規定する森林整備作業をいう。以下同じ。）（以下「森林土木事業」という。）の施工に関する事務の取扱について、事業施行の円滑化を図ることを目的とする。

2 この要領において森林土木事業とは、別表Ⅰに掲げる各要領等に定める事業（治山事業に係る森林整備作業を含む。）及び県単治山事業（治山防災対策管理事業、県単治山災害防止事業）並びに県費単独林業災害復旧事業をいう。

3 林道事業にあっては、次の各号に掲げる基準に該当する場合において県営事業とすることができるものとする。また、この場合における事業費の負担割合は別表Ⅱのとおりとする。

(1) 過疎地域活性化特別措置法（平成2年法律第15号）第14条及び山村振興法（昭

和40年法律第64号)第11条並びに半島振興法(昭和60年法律第63号)第11条の規定により指定された基幹的な林道

(2) 森林基幹道(利用区域面積1,000ha以上を有する林道)

(3) 森林管理道のうち

ア 利用区域森林面積が500ha以上の奥地幹線林道

イ 計画路線の延長がおおむね10km以上の林道

ウ その他、知事が必要と認める林道

4 森林土木事業以外の林政課所管の県営林整備事業(青森県県営林に関する条例(昭和36年4月青森県条例第29号)に係る造林・保育作業及び作業道補修等)及び森林病虫害等防除事業を施行する場合は、第5条から第26条までの規定を準用するものとする。

### **(事業計画の決定)**

第2条 公所の長(青森県事務委任規則(昭和36年9月青森県規則第81号)の規定により工事の施行に関する権限を委任されている出先機関の長をいう。以下同じ。)は、市町村長から森林土木事業施行申請書(第1号様式)の提出があった場合には、現地を調査し、治山事業にあつては、治山事業計画表(第2号様式)を事業実施前年度の8月10日までに、林道事業にあつては、林道事業計画表(第3号様式)を事業実施前年度の9月30日までに林政課長(以下「課長」という。)に提出するものとする。

2 課長は、森林土木事業に係る計画を決定したときは、速やかに、公所の長に通知するものとする。

3 公所の長は、課長から前項の通知を受けたときは、遅滞なく、当該森林土木事業施行申請書の提出があった市町村長に対して、その旨を通知するものとする。

4 年度途中の補正予算等に係る森林土木事業については、前3項の規定に準ずるものとする。

### **(実施協定の締結)**

第3条 公所の長は、次の各号に掲げる事業について、前条第2項の規定による決定通知を受けたときは、森林土木事業施行申請書の提出のあった市町村長と実施協定を締結するものとする。

(1) 県営林道事業(第4号様式)

(2) 県営共生保安林統合補助事業(第5号様式)

(3) 県営治山工事に伴う附帯工事(第6号様式)

(4) その他課長が特に必要と認めた事業等

### **(保安林等の指定)**

第4条 公所の長は、保安林及び保安施設地区以外の地域に森林土木事業（林道事業及び地すべり防止事業を除く。）を施行しようとする場合には、保安林指定調書（保安林指定調書等の様式について（平成17年3月3日付け16林整治第2123号）に定める保安林指定調書又は保安施設地区指定調書をいう。）を課長に提出するものとする。

### **(設計図書の作成等)**

第5条 公所の長は、請負に付そうとする森林土木事業（請負工事、請負作業、委託業務を含む。以下同じ。）の設計図書の作成及び審査を行うものとする。

2 公所の長は、設計・積算に当たっては、慎重かつ厳正に行い、チェックシステムが十分機能するように努めるものとする。

3 課長は、公所の長から設計図書等の作成指導等の要請があった場合には、これを行うものとする。

### **(発注の見通しの公表)**

第6条 公所の長は、当該年度に発注することが見込まれる予定価格が250万円以上の森林土木事業の名称、場所、期間、種別、概要、入札及び契約の方法並びに入札を行う時期（随意契約を行う場合にあつては、契約を締結する時期）（以下「発注の見通し」という。）について、毎年4月30日、7月1日、10月1日及び1月1日（補正予算に係る森林土木事業その他特別の事情のある森林土木事業にあつては、別に定める日）（以下「公表期日」という。）までに、工事発注見通し一覧表（第7号様式の1）により公表するものとする。ただし、公表期日において既に公表した発注の見通しについては、この限りではない。

2 公所の長は、前項により公表した発注の見通しに変更が生じた場合は、公表期日（4月30日を除く。）までに、工事発注見通し変更一覧表（第7号様式の2）により公表するものとする。この場合において、公表する発注の見通しは、公表する日以後に入札及び随意契約を行うものに限る。

3 前2項の公表は、工事発注見通し一覧表及び工事発注見通し変更一覧表の記載事項を県のホームページに掲載して、又は当該工事発注見通し一覧表等を閲覧に供して行うものとし、その期間は、公表する日の属する年度の3月31日までとする。

### **(入札参加者の選定等)**

第7条 公所の長は、条件付き一般競争入札（青森県建設工事条件付き一般競争入札事務

取扱要領（平成20年6月9日付け青監第224号。以下「条件付き一般競争入札事務取扱要領」という。）第2条第1号に規定する条件付き一般競争入札をいう。以下同じ。）、指名競争入札及び随意契約を行う場合の業者の選定及び参加資格の決定（指名業者選定調書（第8号様式の1）、見積業者選定調書（第8号様式の2）及び条件付き一般競争入札事務取扱要領第5条第2項に規定する条件付き一般競争入札参加資格設定内申書（以下「条件付き一般競争入札参加資格設定内申書」という。）の作成を含む。）に当たっては、青森県森林土木工事等指名業者選定要領（平成9年4月24日青治第105号。以下「選定要領」という。）第8条第1項に規定する建設業者選定委員会（以下「選定委員会」という。）の審査に付し、選定要領の規定に従い、厳正かつ公正に行うものとする。

### **（1億円未満の工事）**

第8条 公所の長は、1件の請負工事設計額が1億円未満の工事について、前条の業者が選定されたときは、予定価格調書（第9号様式）を作成して封印し、工事施行伺により入札等の事務を行うものとする。

### **（1億円以上の工事）**

第9条 公所の長は、1件の請負工事設計額が1億円以上の工事の設計図書を作成したときは、課長に当該設計図書を送付するものとする。この場合において、当該設計図書には、条件付き一般競争入札参加資格設定内申書又は指名業者選定調書を封印の上添付するものとする。

### **（設計図書の内容の審査調整等）**

第9条の2 課長は、前条の規定により送付された設計図書等についてその内容を審査調整し、請負工事設計額に応じ、請負工事施行伺（第10号様式）により決裁を得るものとする。

### **（予定価格調書）**

第9条の3 課長は、予定価格調書に予定価格を記載し、前条の請負工事施行伺に添付するものとする。

2 前項の予定価格については、歩切り（請負工事設計額の一部を不当に控除して予定価格を作成することをいう。）により、建設業法第19条の3（工事を施行するために通常必要と認められる原価に満たない金額を請負代金の額とする請負契約の禁止）の規定に反することのないように適正に決定するものとする。

### **(入札参加資格等の審査)**

第9条の4 課長は、前条第1項の規定による請負工事施行伺の決裁に際し、指名委員会（選定要領第8条に規定する青森県森林土木工事指名委員会をいう。以下同じ。）委員長に対し、審査を依頼するものとする。

2 1件の請負工事設計額が2億円以上の工事については、指名委員会の審査を経た後、課長は、入札参加要件を設定しようとするときにあっては青森県建設工事一般競争入札事務取扱要領（平成11年7月19日付け青監第611号）第19条に規定する青森県建設業者一般競争入札参加資格審査会の会長に対し、指名業者等を選定しようとするときにあっては青森県建設工事及び建設関連業務の指名業者等選定規程（平成2年3月青森県訓令甲第11号）第6条に規定する青森県建設業者指名審査会の会長に対し、審査を依頼するものとする。

### **(公所の長に対する設計図書の送付)**

第9条の5 課長は、第9条の2の請負工事施行伺が決裁になったときは、審査調整した公所所掌の工事に係る設計図書を公所の長に送付するものとする。

2 設計図書には、条件付き一般競争入札参加資格設定内申書又は指名業者選定調書及び予定価格調書を添付するものとする。

### **(公所の長の事務)**

第9条の6 公所の長は、前条第1項の規定により設計図書の送付を受けたときは、速やかに工事施行伺により所定の事務を行うものとする。

2 前項の場合において、見積期間は、建設業法施行令（昭和31年政令第273号）第6条第1項に定めるところにより、工事の規模、内容等に応じ、適当な期間を設定するものとする。

### **(条件付き一般競争入札)**

第10条 条件付き一般競争入札の方法により請負契約を締結する工事は、請負工事設計額が原則として5千万円以上で、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第3条第1項の規定により建設工事の調達契約に係る予定価格として総務大臣が定める額未満の工事で、青森県建設工事条件付き一般競争入札事務取扱要領（平成20年6月9日付け青監第224号）の定めるところによるものとする。

### **(一般競争入札)**

第10条の2 一般競争入札の方法により請負契約を締結する工事は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける工事とし、青森県建設工事一般競争入札事務取扱要領（平成11年7月19日青監第611号）の定めるところによるものとする。

### **（総合評価競争入札）**

第10条の3 公所の長は、前2条に該当する入札において総合評価方式による入札に付するときは、青森県農林水産部建設工事総合評価競争入札事務取扱要領（平成19年4月25日付け青農水第97号）の定めるところによるものとする。

### **（予定価格等の管理）**

第11条 公所の長は、歩掛、設計単価、設計金額、予定価格等について厳正な管理に努め、特に設計金額及び予定価格に係る機密の保持について留意するものとする。ただし、事前に予定価格を公表して入札を行う場合の予定価格については、この限りではない。

### **（設計図書等の縦覧）**

第12条 公所の長は、入札の公告後又は入札指名通知後、速やかに、次に掲げる書類を縦覧場所において縦覧に供するものとする。

- (1) 契約書案
- (2) 設計図書（図面・共通仕様書・特別仕様書・現場説明書及び現場説明に対する質問回答書）

### **（現場説明）**

第13条 現場説明は、公所の長及び課長が特に必要があると認める場合を除き行わないものとする。

### **（入札工事の公表）**

第14条 公所の長は、入札の公告後又は入札指名通知後、速やかに、入札工事一覧表（第11号様式）により入札に付そうとする工事の工事名等を公表するものとする。

2 前項の公表は、入札工事一覧表の記載事項を県のホームページに掲載して、又は当該入札工事一覧表を閲覧に供して行うものとし、その期間は、契約を締結した日の翌日から起算して1年間が経過する日までとする。

### **（入札）**

- 第15条 公所の長は、入札の執行に際しては、入札執行者及び立会者2名以上を指定するものとする。
- 2 入札執行者は、入札者が代理人により入札しようとするときは、入札前に委任状を提出させるものとする。
  - 3 入札執行者は、入札締切時刻に遅れた者の入札を拒否するものとする。
  - 4 入札執行者は、入札に参加しようとする者に対し、建設業法第27条の25経営状況分析の結果及び第27条の27経営規模等評価の結果に係る通知書又は第27条の29第1項総合評定値に係る通知書を提出させるものとし、当該入札に係る契約の締結予定の日の1年7月前の日の当該者の直後の営業年度終了の日以後に経営事項審査を受けていないと認められた者については、入札に参加させないものとする。
  - 5 入札執行者は、入札参加者が1名のときは、入札を中止するものとする。ただし、条件付き一般競争入札の方法により入札を行う場合は、この限りではない。
  - 6 公所の長は、不正の入札が行われるおそれがあると認めるときは、入札を中止し、又は入札期日を延期するものとする。
  - 7 契約担当者等は、入札の執行に当たり、入札参加者に入札金額の内訳を明らかにした工事費内訳書(設計図書に規定する工事内容の数量及び金額を示したものをいう。以下同じ。)を提出させるものとする。
  - 8 契約担当者等は、入札参加者が工事費内訳書を提出しないとき、又は入札参加者から提出された工事費内訳書の内容が著しく不相当なときは、その者のした入札を無効とするものとする。

### (開札)

- 第16条 公所の長は、予定価格調書を封印の上、開札の際、開札場所に置くものとする。ただし、事前に予定価格を公表している場合は、封印を要しない。
- 2 入札執行者は、入札が完了したことを確認し、開札するものとする。この場合において、入札執行者は、入札者の面前で開札する旨を告げるものとする。
  - 3 入札執行者は、開札したときは、2名の立会者に、それぞれ1回ずつ明瞭に、開封した入札書の金額及び氏名又は名称を順次読み上げ、これを入開札一覧表(第12号様式)に記載して、その順位及び落札者を決定するものとする。
  - 4 入札執行者は、前項の規定により落札者を決定したときは、その場において口頭でその旨を落札者に通知するものとする。

### (入札執行回数等)

- 第17条 入札執行回数は、原則として2回を限度とするものとし、この限度内において

落札者がいないときは、公所の長は、予定価格と最低価格入札金額との差が少額で、随意契約ができると認められるときを除き、指名替え等を行うものとする。ただし、入札前に予定価格を公表している場合の入札執行回数は、1回を限度とするものとし、この限度内において落札者がいないときは、公所の長は、指名替等を行うものとする。

- 2 指名を受けた建設業者が入札を辞退した場合においては、原則として、追加指名は行わないものとする。

### **(入札結果の公表)**

第18条 公所の長は、入札執行後、入開札一覧表により入札者名、その入札金額及び建設業者を指名した理由を公表するものとする。ただし、予定価格（消費税及び地方消費税相当額を除く。以下同じ。）が250万円を超えない工事に係る建設業者を指名した理由については、この限りではない。

- 2 前項の公表は、入開札一覧表の記載事項を県のホームページに掲載して、又は当該入開札一覧表を閲覧に供して行うものとし、その期間は、契約を締結した日の翌日から起算して1年間が経過する日までとする。

### **(請負契約の締結)**

第19条 公所の長は、落札者が決定したときは決定の日から7日以内に、随意契約の相手方を決定したときは遅滞なく、工事請負契約締結伺により、青森県財務規則（昭和39年3月青森県規則第10号。以下「財務規則」という。）別記第2の契約約款を標準として建設工事請負契約書（財務規則第96号様式）を取り交わすものとする。ただし、落札者からの書面による申出により契約締結の延期の承認を与えたときは、この限りでない。

- 2 落札者は、前項の建設工事請負契約書を取り交わすときまでに、技術者配置状況表（第13号様式）を提出しなければならない。
- 3 第1項の規定にかかわらず、契約の締結について議会の議決を要する場合において議会の同意を得たときは、おおむね7日以内に、建設工事請負契約書を取り交わすものとする。
- 4 公所の長は、前項に規定する場合において必要があると認められるときは、議会の同意を得る前に、第1項の期間内に、前項の建設工事請負契約書に代えて、議会の同意があったときに契約の相手方に対する意思表示により本契約が締結される旨の建設工事請負仮契約書（財務規則第96号様式の2）を取り交わすことができる。この場合において、当該意思表示は、書面より行うものとする。

### **(選定理由等の公表)**

第19条の2 公所の長は、随意契約の締結後、見積一覧表により、契約の相手方を選定した理由及び予定価格を公表するものとする。ただし、予定価格が250万円を超えない工事に係る契約の相手方を選定した理由については、この限りではない。

2 前項の公表は、入開札一覧表又は見積一覧表の記載事項を県のホームページに掲載して、又は当該入開札一覧表等を閲覧に供して行うものとし、その期間は、公表した日の翌日から起算して1年間が経過する日までとする。

### **(契約の内容の公表)**

第19条の3 公所の長は、契約締結後、工事台帳（第14号様式）により、契約の相手方の商号又は名称及び住所並びに建設工事の名称、場所、種別及び概要並びに工事着手の時期及び工事完成の時期並びに請負代金額（以下「契約の内容」という。）を公表するものとする。ただし、予定価格が250万円を超えない工事に係る契約の内容については、この限りでない。

2 公所の長は、前項の規定により公表した契約について、請負代金額の変更を伴う契約の変更をしたときは、遅滞なく、工事台帳により変更後の工事の名称、場所、種別及び概要並びに工事着手の時期及び工事完成の時期並びに請負代金額並びに変更の理由を公表するものとする。

3 前2項の公表は、工事台帳の記載事項を県のホームページに掲載して、又は当該工事台帳を閲覧に供して行うものとし、その期間は、公表した日の翌日から起算して1年間が経過する日までとする。

### **(積算内訳の事後公表)**

第19条の4 公所の長は、契約締結後、請負工事設計額（消費税及び地方消費税相当額を除く。）の積算内訳を公表するものとする。ただし、予定価格が250万円未満の工事で随意契約によるものの積算内訳については、この限りでない。

2 前項の積算内訳の公表は、工事区分、工種及び種別等について、それぞれの単位、数量及び金額等を記載した資料を公表することにより行うものとし、その期間は、10日間とする。

### **(施工体制台帳及び施工体系図)**

第20条 公所の長は、監督員等による下請施工の有無等の実態把握に努め、施工体制台帳（第15号様式）及び施工体系図（第16号様式）を提出しないで下請負に付していると認めるときは、契約の相手方に対して適正な措置を採るように指導するものとする。

2 公所の長は、施工体制台帳の提出件数等を、建設工事管理システムへの入力により、監理課長に報告するものとする。

### (工事の記録管理)

第21条 公所の長は、請負契約を締結した工事について、工事台帳により所要の記録管理を行うものとする。

### (設計変更の承認)

第22条 公所の長は、次の各号のいずれかに該当する工事に係る設計変更については、事務委任規則の規定により、事前に知事の承認を受けるものとし、その申請は、設計変更承認申請伺（第17号様式）により行うものとする。

- (1) 当該契約予定価格又は設計変更後の請負工事設計額が5億円以上の工事
- (2) 当該契約予定価格が1億円以上5億円未満の工事で、設計変更により当初請負工事設計額の20パーセント以上の額又は、4千万円以上の請負工事設計額の増減を伴うもの
- (3) 当初契約予定価格が1億円未満の工事で、設計変更後の請負工事設計額が1億2千万円以上のもの

2 課長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、設計変更承認伺（第18号様式）により承認の手続を行うものとする。

3 公所の長は、前項の規定により承認の通知を受けたときは、速やかに、変更契約の締結の事務を行うものとする。

### (変更金額の積算)

第23条 公所の長は、請負工事の変更契約を締結しようとするときは、次により算定した額をもって変更金額とし、受注者と協議して変更契約を締結するものとする。

$$\text{変更契約金額（税抜き）} = \text{変更工事価格} \times \frac{\text{当初契約金額}}{\text{当初設計金額}} \quad (\text{千円未満の端数切捨て})$$

$$\text{変更消費税額} = \text{変更契約金額（税抜き）} \times 0.08 \quad (\text{円未満の端数切捨て})$$

$$\text{変更契約金額} = \text{変更契約金額（税抜き）} + \text{変更消費税額}$$

### (協議)

第24条 公所の長は、次の各号に該当するときは、速やかに、課長と協議するものとする

る。

- (1) 林業関係事業補助金等交付要綱（昭和47年8月11日47林野政第640号）に規定する重要な変更を行うとき。
- (2) 別表Ⅰに掲げる各要領等で規定する林野庁長官との協議が必要なとき。
- (3) 森林土木事業を中止又は廃止しようとするとき。
- (4) その他課長が必要と認めたとき。

### **（工事の完成届等）**

第25条 公所の長は、工事が完成したときは、財務規則第168条の規定により、完成した日から5日以内に契約者より完成届（第98号様式）を提出されるものとする。

### **（工事等の検査）**

第25条の2 工事等の検査については、青森県工事検査要領（平成13年4月23日付青工検第1号）、青森県森林整備作業検査要領（平成27年4月27日付青林第150号）及び青森県森林整備等委託業務検査要領（平成27年4月28日付青林第162号）の定めるところによる。

### **（引渡し）**

第25条の3 公所の長は、工事が完成検査に合格したときは、財務規則第169条の規定により、引渡書（第99号様式）によりその引渡を受けるものとする。

### **（森林整備作業及び委託業務）**

第26条 青森県が発注する治山事業等（治山事業、県営林整備事業及び森林病虫害等防除事業をいう。以下同じ。）に係る森林整備作業を請負に付する場合、又は森林土木事業に係る調査・測量・設計等を外注する場合は、別表Ⅲに掲げる条項を準用するものとする。

### **（本庁が施行する森林土木事業）**

第27条 課長が森林土木事業を施行する場合は、第5条から第23条までの規定において「公所の長」とあるのを「課長」と読み替えて準用するものとする。

### **（計画明細表の提出）**

第28条 公所の長は、森林土木事業の実施年度の4月10日までに、治山事業計画明細表（第19号様式）及び林道事業計画明細表（第20号様式）を課長に提出するものと

する。

- 2 補正予算等に係る森林土木事業については、前項の規定に準ずるものとし、計画明細表の提出期日は、課長が別に指示するものとする。

### **(実績明細表の提出)**

第29条 公所の長は、森林土木事業が完了した場合には、事業実施年度の翌年度の5月10日までに、治山事業実績明細表（第21号様式）及び林道事業実績明細表（第22号様式）を課長に提出するものとする。

- 2 補正予算等に係る森林土木事業については、前項の規定に準ずるものとし、実績明細表の提出期日は、課長が別に指示するものとする。

### **(施行状況の報告)**

第30条 公所の長は、毎月25日現在の森林土木事業の施行状況を森林土木事業状況報告書（治山事業にあつては第23号様式、林道事業にあつては第24号様式）により、月末までに課長に報告するものとする。

### **(森林土木事業の繰越)**

第31条 公所の長は、避け難い事故又はやむを得ない事由により、当該年度内に森林土木事業の完成が困難と認められる場合には、繰越承認申請書（第25号様式）に繰越調書（第26号様式）を添付して、課長に提出するものとする。

- 2 課長は、前項の申請があつたときは、その内容を審査し、適当と認められる場合は、議会の議決に付すものとする。
- 3 課長は、議会の議決を得たときは、速やかに、その旨を公所の長に通知するものとする。

### **(治山台帳の整備)**

第32条 公所の長は、治山事業が完了した場合は、速やかに、治山台帳を整備し、保管するものとする。

## 附 則

- 1 この要領は、平成12年4月1日から施行する。
- 2 県営森林土木事業事務取扱要領（平成元年5月24日青治第180号）は廃止する。
- 3 県営ふるさと林道緊急整備事業事務取扱要領（平成10年8月3日青治第400号）

は廃止する。

附 則

この要領は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成14年7月4日から施行する。

附 則

この要領は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成19年9月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成20年7月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成21年1月19日から施行する。

附 則

この要領は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

1 この要領は、平成25年12月13日から施行する。

2 改正後の第8条（第9号様式）、第16条（第12号様式）、第23条の規定は、契約日が平成25年10月1日以後の請負契約について適用する。ただし、同日以後の請負契約であっても、平成26年3月31日までに引渡しを受けることとなるものについては、なお従前の例による。

附 則

1 この要領は、平成27年6月18日から施行する。

2 改正後の第25条の3及び別表Ⅲ、第15号様式の規定は、契約日が平成27年4月1日以降の請負契約について適用する。

附 則

- 1 この要領は、平成28年6月1日から施行する。
- 2 改正後の青森県森林土木事業事務取扱要領の規定は、平成28年6月1日以降に指名通知又は入札公告を行う請負契約について適用する。

別表 I (第 1 条第 2 項関係)

事業区分	要 領 等
1 治山事業	<p>ア 民有林補助治山事業実施要領 (昭和 48 年 1 月 27 日付 48 林野治第 2235 号林野庁長官通達)</p> <p>イ 農山漁村地域整備交付金実施要綱 (平成 22 年 4 月 1 日付 21 農振第 2567 号農林水産事務次官通達)</p>
2 林道事業	<p>ア 森林環境保全整備事業実施要綱 (平成 14 年 3 月 29 日付 13 林整整第 882 号農林水産事務次官通達)</p> <p>イ 森林環境保全整備事業実施要領 (平成 14 年 3 月 29 日付 13 林整整第 885 号林野庁長官通達)</p> <p>ウ 防火林道整備事業実施要領 (平成 4 年 4 月 9 日付 4 林野基第 241 号林野庁長官通達)</p> <p>エ 長期育成循環型路網整備事業の実施について (平成 13 年 3 月 30 日付 12 林整整第 716 号林野庁長官通達)</p> <p>オ 農林漁業用揮発油税身替林道整備事業国庫補助要領 (昭和 41 年 8 月 6 日付 41 林野道第 606 号林野庁長官通達)</p> <p>カ 森林居住環境整備事業実施要綱 (平成 14 年 3 月 29 日付 13 林整整第 883 号農林水産事務次官通達)</p> <p>キ 森林居住環境整備事業実施要領 (平成 14 年 3 月 29 日付 13 林整整第 887 号林野庁長官通達)</p> <p>ク ふるさと林道緊急整備事業について (平成 20 年 4 月 1 日付 19 林整整第 1139 号・総財務第 92 号)</p> <p>ケ 農山漁村地域整備交付金実施要綱 (平成 22 年 4 月 1 日付 21 農振第 2567 号農林水産事務次官通達)</p> <p>コ 道整備交付金交付要綱 (平成 17 年 4 月 22 日付 17 農振第 7 号農林水産事務次官・国道地調第 2 号国土交通事務次官通達)</p>
3 災害復旧等事業	<p>(治山関係)</p> <p>ア 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法 (昭和 26 年 3 月 31 日法律第 97 号)</p> <p>イ 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法施行令 (昭和 26 年 4 月 16 日政令第 107 号)</p> <p>ウ 林地荒廃防止施設及び地すべり防止施設災害復旧事業事務取扱要綱 (昭和 43 年 1 月 5 日付 43 林野治第 855 号農林水産事務次官通達)</p> <p>エ 災害関連緊急治山等実施要領 (昭和 62 年 5 月 20 日付 62 林野治第 1674 号林野庁長官通達)</p> <p>(林道関係)</p> <p>ア 農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律 (昭和 25 年 5 月 10 日法律第 169 号)</p> <p>イ 農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律施行令 (昭和 25 年 5 月 20 日政令第 152 号)</p> <p>ウ 農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律施行規則 (昭和 25 年 8 月 9 日農林省告示第 152 号)</p>

## 別表Ⅱ（第1条第3項関係）

### 事業費の負担割合

#### （1）国庫補助事業の場合

実施区分	負担区分		
	国 %	県 %	市町村等 %
県営代行	50	50	—
県営（森林基幹道）	50	A	B
県営（森林管理道）	50	C	D

#### （2）ふるさと林道緊急整備事業の場合

実施区分	負担区分		
	国 %	県 %	市町村等 %
県営代行	—	100	—
県営（森林基幹道）	—	E	F
県営（森林管理道）	—	G	H

#### 算定式

$$A = P \times Z - 50 + 10$$

$$B = 100 - 50 - A$$

$$C = 50 \times Z - 50 + 10$$

$$D = 100 - 50 - C$$

$$E = P \times Z + 10$$

$$F = 100 - E$$

$$G = 50 \times Z + 10$$

$$H = 100 - G$$

P：財政課と合議後に決定。（通常は65）

Z：「後進地域の開発に関する公共事業に係る国の負担割合の特例に関する法律」に基づく引き上げ率

※ 市町村等の負担割合の率は、利用区域内に国有林がない場合であり、国有林がある場合は、「民有林林道と国有林林道との施行等負担協定について」（昭和51年8月23日付け51林野道第365号林野庁長官通達）で定める負担割合とする。

## 別表Ⅲ（第26条関係）

## 森林整備作業及び委託業務における準用条項

関係条項	工事		森林整備作業		建設関連委託業務		建設関連委託業務以外	
	一般・指名	随契	指名	随契	指名	随契	指名	随契
第6条（発注の見通しの公表）	○	○	○	×	×	×	×	×
第7条（入札参加者の選定等）	○	○	○	○	○	○	○	○
第8条（1億円未満の工事）	○	○	○	○	○	○	○	○
第9条（1億円以上の工事）	○	×	○	×	×	×	×	×
第9条の2（設計図書の内容の審査調整等）	○	×	○	×	×	×	×	×
第9条の3（予定価格調書）	○	×	○	×	×	×	×	×
第9条の4（入札参加資格等の審査）	○	×	○	×	×	×	×	×
第9条の5（公所の長に対する設計図書の送付）	○	×	○	×	×	×	×	×
第9条の6（公所の長の事務）	○	×	○	×	×	×	×	×
第10条（条件付き一般競争入札）	○	×	×	×	×	×	×	×
第10条の2（一般競争入札）	○	×	×	×	○ 予定価格 32,000千円以 上と読み替え る。※1	×	○ 予定価格 32,000千円以 上と読み替え る。※1	×
第11条（予定価格等の管理）	○	○	○	○	○	○	○	○
第11条（予定価格の事前公表）	○	×	×	×	○	×	×	×
第12条（設計図書の縦覧）	○	○	○	○	○	○	○	○
第13条（現場説明）	○	○	○	○	○	○	○	○
第14条（入札工事の公表）	○	×	○	×	○	×	×	×
第15条（入札）	○	○	○ 第4項、第7項 及び第8項を 除く	○ 第4項、第7項 及び第8項を 除く。	○ 第4項を除く。	○ 第4項、第7項 及び第8項を 除く。	○ 第4項を除く。	○ 第4項、第7項 及び第8項を 除く。
第16条（開札）	○	○	○	○	○	○	○	○
第17条（入札執行回数等）	○	○	○	○	○	○	○	○
第18条（入札結果の公表）	○	○	○	×	○	○	×	×

別表Ⅲ（第26条関係）

森林整備作業及び委託業務における準用条項

関係条項	工事		森林整備作業		建設関連委託業務		建設関連委託業務以外	
	一般・指名	随契	指名	随契	指名	随契	指名	随契
第19条（請負契約の締結）	○	○	○ 作業請負契約書を使用	○ 作業請負契約書を使用	○ 第2項を除く。建設関連業務委託契約書を使用。	○ 第2項を除く。建設関連業務委託契約書を使用。	○ 第2項を除く。建設関連業務委託契約書を使用。ただし、これにより難しい場合は必要に応じて、適宜作成した契約書を使用する。	○ 第2項を除く。建設関連業務委託契約書を使用。ただし、これにより難しい場合は必要に応じて、適宜作成した契約書を使用する。
第19条の2（選定理由等の公表）								
随契理由	○	○	○	×	×	※2	×	※2
予定価格	○	○	○	×	×	※2	×	※2
第19条の3（契約の内容の公表）	○	○	○	×	×		×	×
第19条の4（積算内訳の事後公表）	○	○	○	×	×		×	×
第20条（施工体制台帳及び施工体系図）	○	○	○	○	×		×	×
第21条（工事の記録管理）	○	○	○	○	○		○	○
第22条（設計変更の承認）	○	○	○	○	○		○	○
第23条（変更金額の積算）	○	○	○	○	○		○	○
第24条（協議）	○	○	○	○	○		○	○
第25条（工事の完成届等）	○	○	○	○	○		○	○
第25条の2（工事等の検査）	○	○	○	○	○		○	○
第25条の3（引渡し）	○	○	○	○	○		○	○

※1 「地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（物品等又は特定役務の調達手続の特例に関する細則）」

※2 入開札（見積）一覧表 注5参照

※3 準用事項のうち第9条から第10条の2は、工事及び森林整備作業の随意契約に適用を想定していない。なお、該当事項が発生した場合は林政課と協議すること。

番 号  
年 月 日

地域県民局長殿

市町村長 印

平成 年度森林土木事業施行申請書

このことについて、下記のとおり事業を施行して下さるよう申請します。

記

- 1 施行箇所
- 2 施行希望年度
- 3 施行内容
- 4 申請理由
- 5 添付書類（位置図、現況写真等）

## 平成      年度      治山事業計画表

地域県民局

整理 番号	事業名 (細目)	施行予定地			全体計画額	本工事費等	工事概要	他所管との関連			新 継 別	危険 地区 番号	保安 林種	砂防 指定地	摘要
		市町村	大 字	字				国有林	砂防等	その他					
						本工事費 円 附帯工 円 委託料 円 補償費 円 計 円									

- 備考 1 全箇所的位置図（5万分の1）を添付するほか、砂防・国有林との調整を要する箇所については、計画平面図（5千分の1、ほか任意の縮尺のもの）及び現況写真を添付すること。
- 2 計画平面図には、計画箇所のほか、国有林、保安林、砂防・急傾斜地指定区域、危険地及び危険地区、既設等を明示すること。



県 営 林 道 線 開 設 事 業 実 施 協 定 書

地域県民局長（以下「甲」という。）と市（町村）長（以下「乙」という。）とは、県営林道線（以下「線」という。）の事業実施に必要な事項について、次のとおり協定する。

（目的）

第1条 線は、当該利用区域内の林産物の搬出等を目的とする。

（全体計画）

第2条 線の全体計画は、別紙(1)のとおりとする。

2 全体計画の変更を行う必要が生じたときは、甲、乙協議により、その取扱いを決定する。

（起点、終点及び主要経過地点）

第3条 線の起点、終点及び主要経過地点は次のとおりとする。

起点	県	郡	町	大字	字	地内
主要経過地点		市	村	沢より	山経由	
終点	県	郡	町	大字	字	地内
		市	村			

（実施期間）

第4条 着工年度及び完成予定年度は、次のとおりとする。

着工年度	年
	か年間

完成予定年度	年
--------	---

（事業費負担額）

第5条 甲及び乙が負担すべき額、線の事業に要した事業費に、別紙(2)の負担割合算出表に基づき算出した負担割合を乗じて得た額とする。

（負担金の支払い）

第6条 乙は、年度ごとの事業に係わる負担金について、知事の請求に基づき知事が定める期日までに納入するものとする。

（林道用地等）

第7条 林道施設の用地及び地上物件の処理は、乙が行うものとする。

（工事着手及び工事完成等の通知）

第8条 甲は、当該年度に係わる工事に着手したとき及び工事が完成したときは、その旨を記載した書面により乙に通知するものとする。

2 甲は、当該年度の事業について著しい事業内容の変更、中止等により事業費に変更を生じた場合は、前項に準じて乙に通知するものとする。

(林道の引渡し)

第9条 当該林道施設は、原則として甲が当該林道の請負業者から引渡しを受けた後、速やかに、別紙(3)の引渡書により甲から乙に引き渡しをするものとする。

2 前項の引き渡しは、原則として現地において甲乙両者立合のもとに行い、乙は別紙(4)の受領書を甲に提出するものとする。

(その他)

第10条 線の実施にあたり、この協定に定める事項変更を行う必要が生じたとき及びこの協定書に定めない事項並びに疑義の生じた事項については、甲乙協議のうえ定めるものとする。

年 月 日

地域県民局長

Ⓜ

(市・町・村)長

Ⓜ

別紙(1)

県営 林道 線開設事業全体計画書

1 全体計画

(1)計画幅員： m

(2)計画延長： m

起点： 県 郡 町 大字 字 地内  
市 村

終点： 県 郡 町 大字 字 地内  
市 村

(3)計画事業費：

(4)事業期間： 年度～ 年度

2 年次計画

別紙(2)

県営 林道 線負担割合算出の根拠

1 利用区域の森林面積及び蓄積

区分	利用区域						備考
	面積 (ha)			蓄積 (m <sup>3</sup> )			
	針葉樹	広葉樹	計	針葉樹	広葉樹	計	
国有林							
民有林							
部分林							
官行造林							
計							

2 負担割合の算出

(注) 各事例ごとに作成する。

(市・町・村)長 殿

地域県民局長

### 引 渡 書

県営 林道 線について、下記のとおり引き渡しを完了しました。

		記			
		郡	町		
1 場 所	県	市	村	大字	字 地内
2 引渡施設	幅員	m、延長		m	
3 引渡年月日	年	月	日		
4 関係書類	別紙のとおり（年度別内訳）				
5 引渡条件					

- (1) 当該林道は、十分な注意をもって管理するとともに開設の目的に従って使用するものとし、完成年度の翌年度から起算して8年以内に当該林道の全部又は一部を転用し、若しくは用途変更しようとするとき、又は開設目的を達成することが困難となると思慮するときは、あらかじめ知事の承認又は認定を受けるものとする。この場合、当該林道の開設に要した費用の全部又は一部を納付させることがあること。
- (2) 公用、公共用及び天災地変その他止むを得ない事由のため(1)によりがたい場合は、知事に協議すること。
- (3) 取得した財産については、知事の承認を受けないで、開設の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付けし、又は担保に供してはならないこと。またこの期間内に知事の承認を受けて当該財産を処分したことにより収入があった場合は、その一部を納付させることがある。
- (4) その他の事項については、関係法規等によるものであること。

別紙(4)

第 年 月 日 号

地域県民局長殿

住所  
(市・町・村)長

印

受 領 書

年 月 日付け 第 号による林道施設について、下記のとおり受領  
しました。

		記				
1 場 所	県	郡	町	大字	字	地内
2 受領施設	幅員	市	m、延長	村	m	
3 年度別内訳		年度	延長		m	
		年度	延長			
4 受領年月日		年	月	日		
5 受領後の維持管理						

## 県営共生保安林整備統合補助事業実施協定書

青森県（以下「甲」という。）と（以下「乙」という。）とは、県営共生保安林整備統合補助（事業名：）事業（以下「事業」という。）の実施に必要な事項について、次のとおり協定を締結する。

この協定の成立を証するため、この協定書を2通作成し、当事者記名押印し、各自その1通を保有するものとする。

（施行主体）

第1条 事業は、市街地等の周辺に存する保安林（保安林の指定が確実なものを含む。）の機能を多目的かつ高度に発揮させ、市街地等の生活環境の保全・形成を図ることを目的として、乙から提出された森林土木事業施行申請書に基づき、甲が施行するものとする。

（施行地）

第2条 事業の施行地は、別記様式第1のとおりとする。

（全体計画の概要）

第3条 事業の全体計画の概要は、事業計画書（別記様式第2）の記載のとおりとする。

（実施期間）

第4条 事業の着工年度及び完成予定年度は、次のとおりとする。

着工年度	年度	
完成予定年度	年度	（ か年間）

（用地等）

第5条 事業の施行地は、（市町村）有地とする。ただし、（市町村）有地以外であっても、その土地の管理を（市町村）が行っているもの又は行うことが確実なものについては、事業の施行地とすることができるものとする。

2 事業施行地は、森林法第25条第1項第1号から第7号までに掲げる目的のいずれかを達成するための保安林（保安林の指定が確実なものを含む。）でなければならない。

3 事業の施行にあたっては、利害関係者の異議申立て又は損害賠償の請求等があった場合の処理は、乙が行うものとする。

（計画等の変更）

第6条 甲は、第3条及び第4条の内容に著しい変更が生じたときは、その旨を乙に通知するとともに、計画の変更について乙と協議するものとする。

2 乙は、第2条及び第5条の事業施行地について、乙の所有又は管理若しくは保安林の指定ができない場合は、速やかに、その旨を甲に通知するとともに、計画の変更について甲と協議するものとする。

3 前2項により、この協定の内容を変更する場合は、変更の内容を甲乙協議して書面により定めるものとする。

(工事等の着手及び完成の通知)

第7条 甲は、当該事業実施年度に係る工事又は作業（以下「工事等」という。）に着手したとき及び工事等が完了したときは、その旨を乙に通知するものとする。

(施設の引渡し)

第8条 事業により完成した施設は、事業実施年度毎に、当該事業に係る工事等の請負者から甲が引渡しを受けた後、速やかに、引渡書（別記様式第3）により甲から乙に引渡しするものとする。

2 乙は、前項の引渡しを受けたときは、甲に対して引渡しを受けた施設に係る受領書（別記様式第4）を提出するものとする。

(施設の維持管理)

第9条 前条により引渡しを完了した施設の維持管理は、原則として乙が行うものとする。なお、維持管理の内容については、甲乙協議して定めるものとする。

(その他)

第10条 事業の実施にあたり、この協定に定める事項の変更を行う必要が生じたとき及びこの協定書に定めのない事項並びに疑義が生じた事項については、甲乙協議のうえ定めるものとする。

年 月 日

(甲) 青森県 地域県民局長 (印)

(乙) 住所  
氏名 (印)

別記様式第 1

県営共生保安林整備統合補助事業に係る施行地の概要

(事業細目： 事業)

施行地の所在				面積	地目	土地所有者		保安林の指定		その他の権利	備考
市町村	大字	字	地番			住所	氏名	保安林種	指定年月日		

- 備考 1 事業施行地の位置図（5万分の1）、計画図（2千分の1程度）及び地籍図並びに土地登記簿謄本を添付すること。
- 2 土地所有者が市町村でないものについては、当該施行地の所有者と市町村とで締結した貸付契約書又は管理に関する協定書・覚書等の写しを添付すること。

県営共生保安林整備統合補助事業計画書

地区名		所在地	(所有形態： )		
事業対象区域面積	ha	整備面積	ha	保安林面積	ha
保安林指定年月日	(保安林種)		(指定年月日)		
事業計画					
区分	工種	全体計画		備考	
		数量	金額 (千円)		
森林整備					
	小計				
治山施設整備					
	小計				
治山施設整備					
	小計				
直接工事費計					
諸経費等					
本工事費計					
測量試験費					
本工事費等					
工事雑費					
工事費					

第 年 月 日  
号

殿

地域県民局長

引 渡 書

年度県営共生保安林整備統合補助（事業名： ）事業に係る施設について、県営共生保安林整備統合補助事業実施協定書第8条の規定により、下記のとおり引渡しをします。

記

- 1 施行地
- 2 引渡施設
- 3 引渡条件

- (1) 当該施設の維持管理は、事業主旨に沿って適正に行うこととし、また、施設の利用については、保安林の指定目的を損なうことのないよう留意すること。
- (2) 公用、公共用又は天災その他やむを得ない事由により、(1)により難しい場合は、知事と協議すること。
- (3) その他の事項については、関係法令等によるものとする。
- (4) 引渡しのために必要な書類は、下記のとおりとする。

- ①設計図書
- ②工事写真

番 号  
年 月 日

地域県民局長殿

(住所)

(氏名)

印

受 領 書

年 月 日付け 第 号で引渡しのあった県営共生保安林整備統合補助（事業名： ）事業に係る施設について、下記のとおり受領しました。

記

- 1 施 行 地
- 2 受 領 施 設
- 3 受 領 年 月 日
- 4 受領後の維持管理

県営共生保安林整備統合補助事業実施協定書及び引渡条件に基づき、適正な維持管理を行う。



第 号  
年 月 日

殿

地域県民局長

治山工事に伴う附帯工事の終了について（通知）

下記について、附帯工事を終了したので通知します。

なお、この工事に係る施設については、別途現地立合いのうえ引継ぎをしますので申し添えます。

記

- 1 附帯施設の種類
- 2 附帯施設の位置
- 3 附帯施設の概要

別記様式第2

附 帯 施 設 引 継 書

工事に伴う附帯施設（ ）について、  
設計図書を添えて引継ぎます。

年 月 日

殿

地域県民局長 ⑩

(現地立会者)

---

別記様式第3

附 帯 施 設 受 領 書

工事に伴う附帯施設（ ）については、  
設計図書とともに受領しました。

年 月 日

地域県民局長殿

⑩

(現地立会者)

第7号様式の1(第6条関係)

工事発注見通し一覧表

部課・公所名

番号	工事名	工事場所	工期	種別	概要	入札及び契約の方法	入札を行う時期
1	〇〇〇〇線特殊改良一種工事	〇〇郡〇〇町大字 〇〇地内	〇ヶ月	土木	擁壁工一式、路盤工一式	参加申込型 指名競争	第〇四半期

注1 「概要」の欄は、当該工事の規模、構造、形式、工法等を簡潔に記載すること。  
 2 用紙の大きさは、日本工業規格A4横長とする。

第7号様式の2(第6条関係)

工事発注見直し変更一覧表

部課・公所名

番号	工 事 名	工 事 場 所	工 期	種 別	概 要	入札及び 契約の方法	入札を 行う時期
1	〇〇〇〇線特殊改良一種工事	〇〇郡〇〇町大字 〇〇地内	〇ヶ月	土木	擁壁工一式、路盤工一式	参加申込型 指名競争	第〇四半期

- 注1 「概要」の欄は、当該工事の規模、構造、形式、工法等を簡潔に記載すること。  
 2 変更のあった部分に下線を引くこと。  
 2 用紙の大きさは、日本工業規格A4横長とする。



### 見積業者選定調書

工事番号			工 事 名								
工事場所											
工事内容						設計金額					
見 積 業 者			手持工事量		本年度実績		前年度実績		前前年度実績		備考(過去2ヶ年の 指名回数)
番号	業 者 名	所 在 地	契約 件数	契約額 (千円)	契約 件数	契約額 (千円)	契約 件数	契約額 (千円)	契約 件数	契約額 (千円)	
			件		件			件	件		回

平成 年 月 日

委員長	副委員長	委 員				

※ 森林整備作業及び委託業務に使用する場合は、「工事」を「作業」又は「委託」に読み替える。



分類記号	—
保存年限	永年（ ）・年

決裁区分	知事	副知事	部長	課長	課長代理	グループリーダー
------	----	-----	----	----	------	----------

件名

平成 年度 工事の施行について

このことについて、次のとおり  
**施行** してよいか伺います。  
 します。

起案者  
 林政課  
 電話  
 印番

知事	部長	次長	課長	課長代理	グループリーダー	サブリーダー	課員
	農林水産部	農林水産部	林政課	林政課	総務G	総務G	
					治山・林道G	治山・林道G	
副知事							

施行上の注意

起案 平成 年 月 日	決裁 年 月 日	浄書者印	發送 年 月 日
処理期限 平成 年 月 日		交合者印	
施行 平成 年 月 日		公印使用 發送承認印	
文書番号 第 号			

第10号様式の2

【起案理由】

青森県森林土木事業事務取扱要領第9条の規定に基づき、平成 年 月 日付け 第 号で 地域県民局長から提出のあった、条件付き一般競争入札参加資格設定内申書（又は指名業者選定調書）及び設計図書について、青森県森林土木工事等指名委員会（青森県森林土木工事等指名業者選定要領第12条）の審査の結果、適正と認められたので、条件付き一般競争入札参加資格設定内申書（又は指名業者選定調書）及び予定価格調書を、 地域県民局長に送付するものである。

記

- 1 工事番号 第 号
- 2 工事名
- 3 工事場所
- 4 工事概要 別添設計図書のとおり
- 5 工期 年 月 日まで
- 6 契約方法
- 7 設定資格要件 別添「条件付き一般競争入札参加資格設定内申書」のとおり  
(指名業者 別添「指名業者選定調書」のとおり)
- 8 予定価格 別添「予定価格調書」のとおり
- 9 低入札価格調査基準価格 別添「予定価格調書」のとおり  
(最低制限価格 有・無 )
- 10 その他
- 11 併伺案  
案の1 地域県民局長に対する通知

第10号様式の3

(案の1)

番 号  
年 月 日

地域県民局長殿

林政課長

平成 年度 工事の施行について（通知）

平成 年 月 日付け 第 号で提出された下記工事について、次のとおり決定したので、青森県森林土木事業事務取扱要領第9条の5の規定により、別添のとおり条件付き一般競争入札参加資格設定内申書（又は指名業者選定調書）及び予定価格調書を送付します。

記

- 1 工事番号 第 号
- 2 工事名
- 3 工事場所
- 4 決定事項

- (1)契約方法 条件付き一般競争入札・随意契約
- (2)設定資格要件 別添「条件付き一般競争入札参加資格設定内申書」のとおり  
(指名業者 別添「指名業者選定調書」のとおり)
- (3)予定価格 別添「予定価格調書」のとおり
- (4)低入札価格調査基準価格 別添「予定価格調書」のとおり  
(最低制限価格 有・無 )

第11号様式(第14条関係)

入札工事一覧表		入札 執行日	事務所 名	入札 執行者				
番号	工事番号	工 事 名			契 約 区 分			
		施 工 場 所			予 定 価 格			
		落 札 業 者			契 約 金 額			
1		工 事 名			契約区分			
		施工場所			予定価格			
		落札業者			契約金額			
2		工 事 名			契約区分			
		施工場所			予定価格			
		落札業者			契約金額			
3		工 事 名			契約区分			
		施工場所			予定価格			
		落札業者			契約金額			
4		工 事 名			契約区分			
		施工場所			予定価格			
		落札業者			契約金額			
5		工 事 名			契約区分			
		施工場所			予定価格			
		落札業者			契約金額			
6		工 事 名			契約区分			
		施工場所			予定価格			
		落札業者			契約金額			
7		工 事 名			契約区分			
		施工場所			予定価格			
		落札業者			契約金額			
8		工 事 名			契約区分			
		施工場所			予定価格			
		落札業者			契約金額			
9		工 事 名			契約区分			
		施工場所			予定価格			
		落札業者			契約金額			
10		工 事 名			契約区分			
		施工場所			予定価格			
		落札業者			契約金額			
11		工 事 名			契約区分			
		施工場所			予定価格			
		落札業者			契約金額			

注1 契約区分欄には、一般競争、条件付き一般競争、指名競争の入札別を記載する。

2 予定価格及び契約金額については、消費税及び地方消費税を含んだ金額とする。

3 契約金額及び落札業者名については、落札者決定後記載する。

4 用紙の大きさは、日本工業規格A3横長とする。

第12号様式(第29条関係)

第12号様式（第16条関係）

平成 年 月 日執行	入札執行者 (見積執行者)		立会者	
<b>入 開 札 一 覧 表</b> <b>( 見 積 一 覧 表 )</b>				
工事番号				
工事名	工事	施行場所	市 町	大字 字
予定価格 (消費税除き)			郡 村	
入 札 業 者 (指名業者名) (見積業者)	入 札 書 記 載 金 額 ( 見 積 書 記 載 金 額 )		備 考	
	第 一 回	第 二 回		
指名理由 (随契理由)				

- 注1 入札金額は、入札書記載金額の欄に記入された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）である。
- 2 最低制限価格未満の入札金額を記入した入札者がいる場合は、備考の欄に「最低制限価格未満」と記入すること。また、低入札価格調査制度により最低価格入札者以外の者を落札者とした場合は、備考の欄に最低価格入札者が落札者とならなかった理由を記入すること。
- 3 一般競争入札及び条件付き一般競争入札を行った場合に当該入札に参加させなかった者がいるときは、その者の商号又は名称及びその者を参加させなかった理由を適宜記入すること。
- 4 契約締結後に予定価格（消費税相当額を除いたもの）及び指名理由（随契理由）を記入すること。
- 5 建設関連業務の随意契約に関しては、予定価格及び指名理由（随契理由）の欄を設けないこと。
- 6 用紙の大きさは、日本工業規格A4縦長とする。



第14号様式 (第19条の3)

工 事 名 : 工事場所 : 発注業種 : 請負業者 : 目 目 : 細 目 : 支払限度額 :	等級 :  債務負担 :
--	--------------------

契約状況 (契約方法は ) 工期開始日 :

区分	設計額 (円)	契約額 (円)	契約累計額 (円)	契約日	工期終了日
当初					
変更1					
	変更の理由				
変更2					
	変更の理由				
変更3					
	変更の理由				
変更4					
	変更の理由				

支払状況

区分	支払金額 (円)	支払累計額 (円)	支払日	検査日	検査員氏名
前払金					
部分1					
部分2					
部分3					
部分4					
完成払					

(工 事 概 要) L = m、 W = m	完成日 <input style="width: 80%;" type="text"/>  引渡日 <input style="width: 80%;" type="text"/>  考查点 <input style="width: 80%;" type="text"/>  入札予定価格 <input style="width: 80%;" type="text"/>
------------------------	---

指名業者

許可番号	業 者 名	許可番号	業 者 名	許可番号	業 者 名

注1 要領第24条の規定に基づく公表を行うときは、支払状況及び考查点の欄は除くものとする。  
 2 用紙の大きさは、日本工業規格A4縦長とする。

# 施 工 体 制 台 帳

[会 社 名] \_\_\_\_\_  
 [事業所名] \_\_\_\_\_

建設業の許可	許可業種	許可番号			許可（更新）年月日
	工事業	大臣 知事	特定 一般	第 号	平成 年 月 日
		大臣 知事	特定 一般	第 号	

工事名称及び工事内容					
発注者名及び住所					
工期	自 平成 年 月 日	至 平成 年 月 日	契約日	平成 年 月 日	

契約営業所	区分	名称	住所
	元請契約		
	下請契約		

健康保険等の加入状況	保険加入の有無 <sup>※1</sup>	健康保険		厚生年金保険		雇用保険	
		加入	未加入 適用除外	加入	未加入 適用除外	加入	未加入 適用除外
	事業所整理記号等	区分	営業所の名称 <sup>※2</sup>	健康保険 <sup>※3</sup>	厚生年金保険 <sup>※4</sup>	雇用保険 <sup>※5</sup>	
		元請契約					
	下請契約						

発注者の監督員名		権限及び意見申出方法	
----------	--	------------	--

監督員名		権限及び意見申出方法	
現場代理人名		権限及び意見申出方法	
監理・主任技術者名	専任 非専任	資格内容	
専門技術者名		専門技術者名	
資格内容		資格内容	
担当工事内容		担当工事内容	

外国人建設就労者の従事状況（有無）	有 無 <sup>※6</sup>	外国人技能実習生の従事状況（有無）	有 無 <sup>※6</sup>
-------------------	-------------------	-------------------	-------------------

（記入要領）

- 1 上記の記載事項が、発注者との請負契約書や下請契約書に記載ある場合は、記載を省略することができる。
  - 2 監理・主任技術者の配置状況について、「専任・非専任」のいずれかに○印を付けること。
  - 3 専門技術者には、土木・建築一式工事を施工する場合等で、その工事に含まれる専門工事を施工するために必要な主任技術者を記載する。（監理技術者が、専門技術者としての資格を有する場合は、専門技術者を兼ねることができる。）
  - 4 添付書類 第15号様式の1：①発注者との契約書の写し、②配置技術者の資格及び雇用関係を証する書面の写し、第15号様式の2：③下請契約書等の写し、④主任技術者の資格及び雇用関係を証する書面の写し、⑤一次下請契約に係る見積書の写し（法定福利費を内訳明示すること。）
  - 5 記載事項又は添付書類に変更があったときは、遅滞なく変更後の書類を提出すること。
- ※1 各保険の適用を受ける営業所について届出を行っている場合には「加入」、行っていない場合に（適用を受ける営業所が複数あり、その一部について行っていない場合を含む）は「未加入」、従業員規模等により各保険の適用が除外される場合は「適用除外」を○で囲む。
- ※2 元請契約に係る営業所の名称及び下請契約に係る営業所の名称をそれぞれ記載。
- ※3 事業所整理記号及び事業所番号（健康保険組合にあつては組合名）を記載。一括適用の承認に係る営業所の場合は、本店の整理記号及び事業所番号を記載。
- ※4 事業所整理記号及び事業所番号を記載。一括適用の承認に係る営業所の場合は、本店の整理記号及び事業所番号を記載。
- ※5 労働保険番号を記載。継続事業の一括の認可に係る営業所の場合は、本店の労働保険番号を記載。
- ※6 当該建設工事に従事する場合は「有」、従事する予定がない場合は「無」を○で囲む。
- ※2～5については元請契約に係る営業所で下請契約を行う場合は下請契約の欄に「同上」と記載。 (A3版)

第15号様式の2（第20条関係）

<<下請負人に関する事項>>

会社名				代表者名						
住所 電話番号										
工事名称 及び 工事内容										
工期	自	平成	年	月	日	契 約 日	平成	年	月	日
	至	平成	年	月	日					

建設業の 許 可	施工に必要な許可業種	許可番号			許可（更新）年月日				
	工事業	大臣 知事	特定 一般	第	号	平成	年	月	日
	工事業	大臣 知事	特定 一般	第	号				

健康保険等の 加入状況	保険加入の 有無 <sup>※1</sup>	健康保険		厚生年金保険		雇用保険	
		加入	未加入	加入	未加入	加入	未加入
	事業所整理 記号等	適用除外		適用除外		適用除外	
		営業所の名称 <sup>※2</sup>		健康保険 <sup>※3</sup>	厚生年金保険 <sup>※4</sup>	雇用保険 <sup>※5</sup>	

現場代理人名			
権 限 及 び 意見申出方法			
※主任技術者名	専 任	非専任	
資 格 内 容			

安全衛生責任者名			
安全衛生推進者名			
雇用管理責任者名			
※専門技術者名			
資 格 内 容			
担当工事内容			

外国人建設就労者の 従事の状況（有無）	有	無	※6	外国人技能実習生の 従事の状況（有無）	有	無	※6
------------------------	---	---	----	------------------------	---	---	----

※[主任技術者、専門技術者の記入要領]

- 主任技術者の配置状況について[専任・非専任]のいずれかに○印を付すること。
- 専門技術者には、土木・建築一式工事を施工の場合等でその工事に含まれる専門工事を施工するために必要な主任技術者を記載する。  
(一式工事の主任技術者が専門工事の主任技術者としての資格を有する場合は専門技術者を兼ねることができる。)  
複数の専門工事を施工するために複数の専門技術者を要する場合は適宜欄を設けて全員を記載する。

3 主任技術者の資格内容(該当するものを選んで記入する)

- 経験年数による場合
  - 1) 大学卒[指定学科] 3年以上の実務経験
  - 2) 高校卒[指定学科] 5年以上の実務経験
  - 3) その他 10年以上の実務経験
- 資格等による場合
  - 1) 建設業法「技術検定」
  - 2) 建築士法「建築士試験」
  - 3) 技術士法「技術士試験」
  - 4) 電気工事士法「電気工事士試験」
  - 5) 電気事業法「電気主任技術者国家試験等」
  - 6) 消防法「消防設備士試験」
  - 7) 職業能力開発促進法「技術検定」

※1 各保険の適用を受ける営業所について届出を行っている場合には「加入」、行っていない場合に(適用を受ける営業所が複数あり、その一部について行っていない場合を含む)は「未加入」、従業員規模等により各保険の適用が除外される場合は「適用除外」を○で囲む。

※2 元請契約に係る営業所の名称及び下請契約に係る営業所の名称をそれぞれ記載。

※3 事業所整理記号及び事業所番号(健康保険組合にあっては組合名)を記載。一括適用の承認に係る営業所の場合は、本店の整理記号及び事業所番号を記載。

※4 事業所整理記号及び事業所番号を記載。一括適用の承認に係る営業所の場合は、本店の整理記号及び事業所番号を記載。

※5 労働保険番号を記載。継続事業の一括の認可に係る営業所の場合は、本店の労働保険番号を記載。

※6 当該建設工事に従事する場合は「有」、従事する予定がない場合は「無」を○で囲む。

※2~5については下請契約に係る営業所以外の営業所で再下請契約を行う場合には欄を追加。

## 再 下 請 負 通 知 書

直近上位 注文者名 <hr/> 現 場 代理人名 <hr/> 殿	[報告下請負業者] 〒 住 所 <hr/> TEL <hr/> 会 社 名 <hr/> 代表者名 <hr/> 印
--	--

<<自社に関する事項>>

工事名称 及び 工事内容			
工 期	自 平成 年 月 日 至 平成 年 月 日	契 約 日	平成 年 月 日

建設業の 許 可	施工に必要な許可業種	許可番号	許可（更新）年月日
	工事業	大臣 特定 知事 一般 第 号	平成 年 月 日
	工事業	大臣 特定 知事 一般 第 号	

健康保険等の 加入状況	保険加入の 有無 <sup>※1</sup>	健康保険	厚生年金保険	雇用保険
		加入 未加入 適用除外	加入 未加入 適用除外	加入 未加入 適用除外
	事業所整理 記号等	営業所の名称 <sup>※2</sup>	健康保険 <sup>※3</sup>	厚生年金保険 <sup>※4</sup>

監 督 員 名 <hr/> 権 限 及 び 意見申出方法 <hr/> 現場代理人名 <hr/> 権 限 及 び 意見申出方法 <hr/> ※主任技術者名 専 任 非専任 <hr/> 資 格 内 容	安全衛生責任者名 <hr/> 安全衛生推進者名 <hr/> 雇用管理責任者名 <hr/> ※専門技術者名 <hr/> 資 格 内 容 <hr/> 担当工事内容
---	--

外国人建設就労者の 従事の状況（有無）	有 無 <sup>※6</sup>	外国人技能実習生の 従事の状況（有無）	有 無 <sup>※6</sup>
------------------------	-------------------	------------------------	-------------------

（記入要領）

- 1 報告下請負業者は、直近上位の注文者に提出すること。
  - 2 再下請負契約がある場合は、第15号様式の4（再下請負関係）欄（当用紙の右部分）を記入するとともに、次の契約書類（金額が記載されたもの）の写しを提出する。なお、再下請負契約が複数ある場合は（再下請負関係）欄をコピーして使用する。
    - ①下請契約書等、②主任技術者の資格及び雇用関係を証する書面の写し
  - 3 一次下請負業者は、二次下請負業者以下の業者から提出された書類とともに、下請負業者編成表を作成のうえ、元請に届出ること。
  - 4 記載事項又は添付書類に変更があったときは、遅滞なく変更後の書類を提出すること。
- ※1 各保険の適用を受ける営業所について届出を行っている場合には「加入」、行っていない場合に（適用を受ける営業所が複数あり、その一部について行っていない場合を含む）は「未加入」、従業員規模等により各保険の適用が除外される場合は「適用除外」を○で囲む。
- ※2 請負契約に係る営業所の名称を記載。
- ※3 事業所整理記号及び事業所番号（健康保険組合にあつては組合名）を記載。一括適用の承認に係る営業所の場合は、本店の整理記号及び事業所番号を記載。
- ※4 事業所整理記号及び事業所番号を記載。一括適用の承認に係る営業所の場合は、本店の整理記号及び事業所番号を記載。
- ※5 労働保険番号を記載。継続事業の一括の認可に係る営業所の場合は、本店の労働保険番号を記載。
- ※6 当該建設工事に従事する場合は「有」、従事する予定がない場合は「無」を○で囲む。

第15号様式の4（第20条関係）

<<再下請負関係>> 再下請負業者及び再下請負契約関係について、次のとおり報告します。

会社名				代表者名						
住所 電話番号										
工事名称 及び 工事内容										
工期	自	平成	年	月	日	契約日	平成	年	月	日
	至	平成	年	月	日					

建設業の 許可	許可業種	許可番号			許可（更新）年月日				
	工事業	大臣 知事	特定 一般	第	号	平成	年	月	日
	工事業	大臣 知事	特定 一般	第	号				

健康保険等の 加入状況	保険加入の有無 <sup>※1</sup>	健康保険		厚生年金保険		雇用保険	
		加入	未加入	加入	未加入	加入	未加入
	事業所整理 記号等	適用除外		適用除外		適用除外	
		営業所の名称 <sup>※2</sup>		健康保険 <sup>※3</sup>	厚生年金保険 <sup>※4</sup>	雇用保険 <sup>※5</sup>	

現場代理人名		
権限及び 意見申出方法		
※主任技術者名	専任 非専任	
資格内容		

安全衛生責任者名		
安全衛生推進者名		
雇用管理責任者名		
※専門技術者名		
資格内容		
担当工事内容		

外国人建設就労者の 従事状況（有無）	有	無	※6	外国人技能実習生の 従事状況（有無）	有	無	※6
-----------------------	---	---	----	-----------------------	---	---	----

※[主任技術者、専門技術者の記入要領]

- 主任技術者の配置状況について〔専任・非専任〕のいずれかに○印を付すること。
- 専門技術者には、土木・建築一式工事を施工の場合等でその工事に含まれる専門工事を施工するために必要な主任技術者を記載する。  
（一式工事の主任技術者が専門工事の主任技術者としての資格を有する場合は専門技術者を兼ねることができる。）  
複数の専門工事を施工するために複数の専門技術者を要する場合は適宜欄を設けて全員を記載する。

3 主任技術者の資格内容（該当するものを選んで記入する）

- 経験年数による場合
  - 大学卒〔指定学科〕 3年以上の実務経験
  - 高校卒〔指定学科〕 5年以上の実務経験
  - その他 10年以上の実務経験
- 資格等による場合
  - 建設業法「技術検定」
  - 建築士法「建築士試験」
  - 技術士法「技術士試験」
  - 電気工事士法「電気工事士試験」
  - 電気事業法「電気主任技術者国家試験等」
  - 消防法「消防設備士試験」
  - 職業能力開発促進法「技術検定」

※1 各保険の適用を受ける営業所について届出を行っている場合には「加入」、行っていない場合に（適用を受ける営業所が複数あり、その一部について行っていない場合を含む）は「未加入」、従業員規模等により各保険の適用が除外される場合は「適用除外」を○で囲む。

※2 請負契約に係る営業所の名称を記載。

※3 事業所整理記号及び事業所番号（健康保険組合にあつては組合名）を記載。一括適用の承認に係る営業所の場合は、本店の整理記号及び事業所番号を記載。

※4 事業所整理記号及び事業所番号を記載。一括適用の承認に係る営業所の場合は、本店の整理記号及び事業所番号を記載。

※5 労働保険番号を記載。継続事業の一括の認可に係る営業所の場合は、本店の労働保険番号を記載。

※6 当該建設工事に従事する場合は「有」、従事する予定がない場合は「無」を○で囲む。

《参考》

施工体系図

# 工事作業所災害防止協議会兼施工体系図

発注者名	
工事名	

工期	自	年	月	日
	至	年	月	日

元請名	
監督者名	
監理技術者名	
専門技術者名	
担当工事内容	
専門技術者名	
担当工事内容	

元方安全衛生管理者

会長	総括安全衛生責任者
----	-----------

書記

副会長	
-----	--

会社名	
安全衛生責任者	
主任技術者	
専門技術者	
工事	担当工事内容
工期	年月日～年月日

会社名	
安全衛生責任者	
主任技術者	
専門技術者	
工事	担当工事内容
工期	年月日～年月日

会社名	
安全衛生責任者	
主任技術者	
専門技術者	
工事	担当工事内容
工期	年月日～年月日

会社名	
安全衛生責任者	
主任技術者	
専門技術者	
工事	担当工事内容
工期	年月日～年月日

会社名	
安全衛生責任者	
主任技術者	
専門技術者	
工事	担当工事内容
工期	年月日～年月日

会社名	
安全衛生責任者	
主任技術者	
専門技術者	
工事	担当工事内容
工期	年月日～年月日

会社名	
安全衛生責任者	
主任技術者	
専門技術者	
工事	担当工事内容
工期	年月日～年月日

会社名	
安全衛生責任者	
主任技術者	
専門技術者	
工事	担当工事内容
工期	年月日～年月日

会社名	
安全衛生責任者	
主任技術者	
専門技術者	
工事	担当工事内容
工期	年月日～年月日

会社名	
安全衛生責任者	
主任技術者	
専門技術者	
工事	担当工事内容
工期	年月日～年月日

会社名	
安全衛生責任者	
主任技術者	
専門技術者	
工事	担当工事内容
工期	年月日～年月日

会社名	
安全衛生責任者	
主任技術者	
専門技術者	
工事	担当工事内容
工期	年月日～年月日

会社名	
安全衛生責任者	
主任技術者	
専門技術者	
工事	担当工事内容
工期	年月日～年月日

会社名	
安全衛生責任者	
主任技術者	
専門技術者	
工事	担当工事内容
工期	年月日～年月日

会社名	
安全衛生責任者	
主任技術者	
専門技術者	
工事	担当工事内容
工期	年月日～年月日

会社名	
安全衛生責任者	
主任技術者	
専門技術者	
工事	担当工事内容
工期	年月日～年月日



第17号様式の2

【起案理由】

平成 年 月 日契約の下記工事について、下記のとおり変更の必要が生じたので、県営森林土木事業事務取扱要領第22条第1項の規定により知事の承認を受けるものである。(青森県事務委任規則第13条第37項第 号に該当)

記

1. 工事番号 第 号
2. 工事名
3. 工事場所
4. 請負者
5. 請負額
6. 工期 平成 年 月 日から平成 年 月 日まで
7. 変更理由
8. 変更内容
9. 併伺案

案の1 設計変更承認申請書

第17号様式の3  
(案の1)

第 年 月 日

青森県知事 殿

地域県民局長

設計変更承認申請書

下記工事について、変更の必要が生じたので、青森県事務委任規則第13条第37項の規定により承認を受けたく申請します。

記

1. 工事番号 第 号
2. 工事名
3. 工事場所
4. 請負者
5. 請負額
6. 設計変更の理由及び内容 別添設計図書のとおり
7. 変更金額
  - (1)当初設計額(A)
  - (2)変更設計額(B)
  - (3)変更設計増減額(C)=(A)-(B)
  - (4)当初請負額(D)
  - (5)変更請負額(E)
  - (6)変更請負増減額(F)=(D)-(E)
8. 工期
  - (1)当初工期 平成 年 月 日まで
  - (2)変更工期 平成 年 月 日まで

分類記号	—
保存年限	永年( )・年

決裁区分	知事	副知事	部長	課長	課長代理	グループリーダー
------	----	-----	----	----	------	----------

件名

平成 年度 工事(第 号)の設計変更承認通知書について

このことについて、次のとおり

承認し、通知

してよいか伺います。  
 します。

起案者  
 林政課

電話

印  
 番

知事	部長	次長	課長	課長代理	グループリーダー	サブリーダー	課員
	農林水産部	農林水産部	林政課	林政課	総務G	総務G	
					治山・林道G	治山・林道G	
副知事							

施行上の注意

起案	平成 年 月 日	決裁	年 月 日	浄書者印		発送	年 月 日
処理期限	平成 年 月 日			交合者印			
施行	平成 年 月 日			公印使用 発送承認印			
文書番号	第 号						

第18号様式の2

【起案理由】

平成 年 月 日付け 第 号で 地域県民局長から下記工事に係る設計変更について別紙設計変更承認申請書のとおり申請があり、内容等を審査したところ  
適当と認められるので、承認することとし、県営森林土木事業事務取扱要領第22条第  
2項により、その旨を 地域県民局長に通知するものである。

記

1. 工事番号 第 号
2. 工事名
3. 工事場所
4. 設計変更の理由及び内容 別添設計図書のとおり
5. 併伺案  
案の1 設計変更承認通知書

---

第18号様式の3

(案の1)

第 年 月 日  
年 月 日

地域県民局長殿

農林水産部長

設計変更承認通知書

平成 年 月 日付け 第 号で申請のあった下記工事に係る設計  
変更については承認します。

記

1. 工事番号 第 号
2. 工事名
3. 工事場所



年度 林道事業路線別、箇所別事業費計画明細表

地域県民局  
（単位：円、m）

事業名	路又は線施設名	施行主体	幅員	延長	施事行業主費体	事業費内容						工事定完成月日	備考	
						本工事費	付帯工事費	測試験額	その他	工事雑費	事務雑費			工事内容

- （注） 1 県営及び補助林道事業（国庫・県単・災害復旧）の全路線について記入すること。  
 2 工事内容欄には工種名及びその数量を記載すること。  
 3 開設・改良事業で2ヶ年施行をする区間のあるものは、延長の内訳を備考欄に記入すること。  
 4 開設事業で、同時舗装及び改築区間のあるものは延長の内訳を備考欄に記入すること。  
 5 フォレスト・コミュニティ総合整備事業は路線ごと、施設ごとに記入し事業計をとること。



年度 林道事業路線別、箇所別事業費計画明細表

地域県民局  
（単位：円、m）

事業名	路又は線施設名	施行主体	幅員	延長	施事行業主費体	事業費内容						工事定完成月日	備考	
						本工事費	付帯工事費	測試験額	その他	工事雑費	事務雑費			工事内容

- （注） 1 県営及び補助林道事業（国庫・県単・災害復旧）の全路線について記入すること。  
 2 工事内容欄には工種名及びその数量を記載すること。  
 3 開設・改良事業で2ヶ年施行をする区間のあるものは、延長の内訳を備考欄に記入すること。  
 4 開設事業で、同時舗装及び改築区間のあるものは延長の内訳を備考欄に記入すること。  
 5 フォレスト・コミュニティ総合整備事業は路線ごと、施設ごとに記入し事業計をとること。



# 県 営 林 道 事 業 状 況 報 告

施 行 年 度	平成19年度	新・継
---------	--------	-----

整理番号	
------	--

事業名		路線名				施行場所		施行主体								
幅員	m	当初	変更	変更	最終	設 計 概 要	変 更 理 由									
延長	m	m	m	m												
設計額	円	円	円	円												
請負額	円	円	円	円												
入札	. . .															
当初契約	. . .															
当初工期	. . . ~ . . .															
工事着手	. . .															
変更契約	. . .															
変更工期	. . . ~ . . .															
変更契約	. . .				全 体 計 画	採 択 要 件	利 用 区 域 面 積	利 用 区 域 蓄 積	指 数	備 考						
変更工期	. . . ~ . . .										既設	延長	m	ha	育 林 指 数	
工事完成	. . .										以降	延長	m	m <sup>3</sup>		
出来高検査	. . . 職 氏名										過疎	事業費	円	振山		計
出来高検査	. . . 職 氏名															
完成検査	. . . 職 氏名										区 分	総 額	国	県	負 担 金	補 助 金
前払金支出	. . .										本 工 事 費	円				円
出来高支出	. . .										測 量 及 び 試 験 費	円				円
出来高支出	. . .										工 事 雑 費	円				円
清算支出	. . .										事 務 雑 費	円				円
審査者	職 氏名				県 予 算	円				国	県					
設計者	職 氏名				事 務 費 内 訳	摘 要										
請負者住所												旅 費	円			
請負者氏名												備 品 費	円			
前回迄	今回	工事完成予定年月日	備 考									賃 金	円			
%	%	. . .										需 要 費	円			
				役 務 費								円				
				使用料及び賃借料								円				
				人 件 費								円				
				計								円				





第25号様式の2

【起案理由】

平成 年 月 日契約の下記工事について、別紙理由により年度内完成が困難と認められるため、県営森林土木事業事務取扱要領第31条第1項の規定により繰越承認申請書を林政課長に提出するものである。

記

1. 工事番号 第 号
2. 工事名
3. 工事場所
4. 請負者
5. 当初請負額
6. 当初工期
7. 繰越の理由及び繰越の内容 別紙「繰越調書及び別添設計図書」のとおり
8. 繰越に伴う変更請負額
9. 繰越に伴う変更工期
10. 併伺案

案の1 繰越承認申請書

第25号様式の3  
(案の1)

第 年 月 日

林 政 課 長 殿

地域県民局長

繰越承認申請書

下記工事について、年度内完成が困難と認められるので、県営森林土木事業事務取扱要領第31条第1項の規定に基づき関係書類を添えて申請します。

記

1. 工事番号 第 号
2. 工事名
3. 工事場所
4. 関係書類
  - (1) 繰越調書 別紙のとおり（工程表を含む）
  - (2) その他関係資料
    - ①位置図
    - ②設計図書
    - ③現況写真
    - ④その他（気象資料等）

### 森林土木事業繰越調書

工 事 内 容				繰 越 理 由
事業区分				
（路線名）				
施行箇所				
請負者				
当初工期	年 月 日から 年 月 日まで			
完了予定年月日	年 月 日			
繰 越 内 訳				
工 種	全 体 (円)	年度内 (円)	繰 越 (円)	工 程 表  別紙のとおり

- (注) 1. 位置図、平面図、構造図等の図面を添付し、年度内完了分と繰越分を色分けすること。
2. 繰越理由は、詳細かつ明確に記載するとともに、その根拠となる気象資料、事故等の調書、請負者からの工期延期請求書及び写真並びにその他必要な資料を添付すること。
3. 繰越内訳欄の金額は請負額とする。

